

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) <u>上場株式数(上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条に規定する上場株式数をいう。以下同じ。)</u>が200万株(1単位の株式の数(商法等の一部を改正する法律(昭和56年法律第74号)附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。))が1,000株以外の場合には、200万株に当該1単位の株式の数の1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、200万株に1,000分の1を乗じて得た株式数に読み替える。以下この規則における株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。)以上の銘柄であるとき。</p> <p>(2) <u>株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</u></p> <p>a <u>少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(a)に規定する株式をいう。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。))が所有する株式の総数をいう。以下同じ。))が、上場株式数の80%以下であるとき。</u></p> <p>b <u>株主数(大株主上位10名及び特別利害関係者を除く1単位の株式の数(単位株制度の適用を受けない場合には、1株)以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。))が、300人以上であるとき。</u></p> <p>(3) <u>その発行者の直前事業年度における利益の額(連結会計年度に係る連結損益計算書に基づいて算定される利益の額(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税</u></p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準) 第2条 上場株券(既に制度信用銘柄に選定されているものを除く。)が、次の各号に適合する場合は、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) <u>株券上場審査基準第4条第1項第1号、第2号及び第4号並びに第5号に適合する銘柄であるとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第1項第3号により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。）及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される株主資本（純資産）の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の資本の部の合計額に、同規則第54条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額をいう。）がいずれも負でない銘柄であるとき。

- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)

(新設)

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第1号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第3号に規定する利益の額について、株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.

(新設)

(5) h 中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄（既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。）のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) (略)
- (2) 上場株式数が 1,000 万株以上の銘柄であるとき。

- (3) 株式の分布状況が次の a 及び b に適合する銘柄であるとき。
 - a 少数特定者持株数が上場株式数の 75% 以下であるとき。

- b 株主数が 1,000 人以上であるとき。

- (4) (略)

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄（既に貸借銘柄に選定されているものを除く。以下同じ。）のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、これを貸借銘柄に選定するものとする。

- (1) (略)

- (2) 上場株式数（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第6条に規定する上場株式数をいう。以下同じ。）が、1,000 万株（1 単位の株式の数（商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第16条第1項の規定に基づき会社が定めた1単位の株式の数をいう。以下同じ。）が、1,000 株以外の場合には、1,000 万株に当該1単位の株式の数の 1,000 分の 1 を乗じて得た株式数に読み替え、単位株制度の適用を受けない場合には、1,000 万株に 1,000 分の 1 を乗じて得た株式数に読み替える。以下この規則における株式数については、それぞれこれに準じて読み替えるものとする。）以上の銘柄であるとき。

- (3) 株式の分布状況が次の a 及び b に適合する銘柄であるとき。

- a 少数特定者持株数（大株主上位 10 名（明らかに固定的所有でない認められる株式（株券上場審査基準の取扱い 2. (2) a の (a) に規定する株式をいう。以下同じ。）を除き、所有株式数の多い順に 10 名の株主をいう。以下同じ。）及び特別利害関係者（株券上場審査基準第4条第1項第2号 a に規定する者をいう。以下同じ。）が所有する株式の総数をいう。以下同じ。）が、上場株式数の 75% 以下であるとき。

- b 株主数（大株主上位 10 名及び特別利害関係者を除く 1 単位の株式の数（単位株制度の適用を受けない場合には、1 株）以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、1,000 人以上であるとき。

- (4) (略)

(5) その発行者の直前 2 事業年度における利益の額がいずれも正である銘柄であるとき。

(6) その発行者の株主資本 (純資産) の額

(5) 企業業績が次の a 又は b に掲げる株券の区分に従い、当該 a 又は b に定める場合に該当する銘柄であるとき。

a 持株会社 (有価証券上場規程に関する取扱い要領 2 . (4) a に規定する持株会社をいう。以下同じ。) 以外の会社の発行する株券

次の (a) 又は (b) に適合する場合

(a) 直前事業年度において、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号。以下「財務諸表等規則」という。) 第 9 5 条の 5 の規定による「当期純利益金額」及び同規則第 9 5 条の 6 の規定による「当期末処分利益金額」が表示されており、かつ、当該事業年度において、金銭による利益の配当 (中間配当 (商法第 293 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配をいう。) を含む。以下「利益配当」という。) を行っているとき。

(b) 直前 3 事業年度において、財務諸表等規則第 9 5 条の規定による「経常利益金額」及び同規則第 9 5 条の 4 の規定による「税引前当期純利益金額」が表示されており、かつ、直前事業年度において、同規則第 9 5 条の 6 の規定による「当期末処分利益金額」が表示されているとき。

b 持株会社の発行する株券

次の (a) 又は (b) に適合する場合

(a) 直前事業年度において、財務諸表等規則第 9 5 条の 5 の規定による「当期純利益金額」及び同規則第 9 5 条の 6 の規定による「当期末処分利益金額」が表示されており、かつ、当該事業年度において、利益配当を行っているとき。

(b) 直前 3 事業年度において、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」 (昭和 5 1 年大蔵省令第 2 8 号。) 第 6 1 条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第 6 4 条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」 (同規則第 6 7 条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額を除外した額) とのいずれか低い額と同規則第 6 5 条第 1 項第 3 号により記載される金額を加減した金額が正であり、かつ、直前事業年度において、財務諸表等規則第 9 5 条の 6 の規定による「当期末処分利益金額」が表示されているとき。

(新 設)

が前条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)、(g)及び同dの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規定は前項第5号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び株券上場廃止基準の取扱い1.(4)bの規定は前項第6号に規定する株主資本(純資産)の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(4)f及び同取扱い2.(5)h中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替えるものとする。

3~4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第7号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6~7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第10号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第7号から第10号までの各号)に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

9 (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(c)、(d)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について準用する。

3~4 (略)

5 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された地場銘柄に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、第1項第6号から第9号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6~7 (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の証券取引所に上場されていた若しくは上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)又は日本証券業協会に登録されていた株券(以下「店頭登録銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

(2) 第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までの各号(国内の他の証券取引所に上場された株券で当該他の証券取引所において上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄については、第1項第2号及び第6号から第9号までの各号)に適合する銘柄であるとき。

(3) (略)

9 (略)

(選定の時期)

- 第4条 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。
- (1)・(2) (略)
- (3) 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第6項の規定による貸借銘柄の選定
当該銘柄が上場された日
- (4) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第7項の規定による貸借銘柄の選定
合併又は株式交換により発行される株券が上場された日
- (5) (略)
- (6) 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定
a・b (略)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

- 第5条 (略)
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第7項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用取引銘柄の選定の取消しは行わない。

(選定又は選定取消しの資料)

- 第9条 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。
- (1) 第2条第1項第2号及び第5項第2号並びに第3条第1項第3号及び第7項第2号
上場会社から提出される有価証券報告書(新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者以外である場合には、上場申請のための有価証券報告書)又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等
- (2) 第2条第1項第3号及び第4条並びに第3条第1項第5号及び第6号
上場会社から提出される有価証券報告書等
- (3) 第2条第5項第2号及び第3条第6項第2号

(選定の時期)

- 第4条 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。
- (1)・(2) (略)
- (3) 第2条第4項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第6項の規定による貸借銘柄の選定
当該銘柄が上場された日
- (4) 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定及び前条第7項の規定による貸借銘柄の選定
合併又は株式交換により発行される株券が上場された日
- (5) (略)
- (6) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定
a・b (略)

(制度信用銘柄の選定取消基準)

- 第5条 (略)
- 2 (略)
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第6項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第1項第1号又は第2号に該当する場合は、制度信用取引銘柄の選定の取消しは行わない。

(選定又は選定取消しの資料)

- 第9条 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。
- (1) 第2条第1項第1号及び第5項第2号並びに第3条第1項第3号及び第7項第2号
上場会社から提出される有価証券報告書(新規上場申請者が国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者以外である場合には、上場申請のための有価証券報告書)又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等
- (2) 第3条第1項第5号
上場会社から提出される有価証券報告書等
- (3) 第2条第4項第2号及び第3条第6項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号
bの規定により提出される「上場申請日
以後における株式分布状況に関する予定
書」

(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年7月16日か
ら施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第3条第2項の
規定の適用については、平成32年6月末日
までの間においては、これらの規定中「株券
上場審査基準の取扱い2.(5)d及びhの規
定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い
2.(5)d及びh並びに退職給付会計基準の
適用等に関する有価証券上場規程に関する取
扱い要領の特例1.(2)(利益の額に係る部
分に限る。)及び2.の規定」とする。

有価証券上場規程第3条第3項第1号
bの規定により提出される「上場申請日
以後における株式分布状況に関する予定
書」

(4) (略)